



2025 年 9 月 9 日

各 位

会社名 古河電池株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒田 修
(コード番号 6937 東証プライム市場)
問い合わせ先 戦略企画部長 赤星 貢
(TEL. 045-336-5078)

**株式会社AP78による当社株式に対する公開買付けの結果
並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

株式会社AP78（以下「公開買付者」といいます。）が2025年8月8日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025年9月8日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025年9月16日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の主要株主及びその他の関係会社に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「古河電池株式会社（証券コード：6937）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

本公開買付けに応募された当社株式の総数が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 主要株主及びその他の関係会社の異動について

(1) 異動予定年月日

2025年9月16日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 10,864,468 株の応募があり、応募された株券等の総数が買付予定数の下限（3,070,500 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年9月16日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の所有割合が20%以上となるため、公開買付者は、新たに当社の主要株主及びその他の関係会社に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社であるサステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社も、公開買付

者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社のその他の関係会社に該当することとなります。

(3) 異動する株主等の概要

①新たに主要株主及びその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

① 名 称	株式会社A P78		
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号虎ノ門タワーズオフィス 17 階		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 印東 徹		
④ 事 業 内 容	経営コンサルティング業、有価証券の取得・保有・運用・管理及び売買、その他これらに付帯関連する一切の業務		
⑤ 資 本 金 (2025 年 8 月 7 日現在)	250 千円		
⑥ 設 立 年 月 日	2024 年 2 月 2 日		
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (本 日 現 在)	サステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社	100%	
⑧ 当社と当該株主の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		

②新たにその他の関係会社に該当することとなる者の概要

① 名 称	サステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社		
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号虎ノ門タワーズオフィス 17 階		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 印東 徹		
④ 事業内容	経営コンサルティング業、有価証券の取得・保有・運用・管理及び売買、その他これらに付帯関連する一切の業務		
⑤ 資本金 (2025 年 8 月 7 日現在)	56,500 千円		
⑥ 設 立 年 月 日	2021 年 6 月 22 日		
⑦ 当社と当該株主の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		

(4) 異動前後における当該株主等の所有する議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数

①株式会社A P 78

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	主要株主及びその他の関係会社	108,644個 (33.15%) (10,864,468株)	-	108,644個 (33.15%) (10,864,468株)	第2位

(注) 「議決権所有割合」は、2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数（32,800,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（22,436株）を控除した株式総数（32,777,564株）に係る議決

権の数（327,775個）を分母として計算しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、「議決権所有割合」の記載について同じです。

②サステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	その他の関係会社 （当社株式の間接 保有）	-	108,644個 （33.15%） （10,864,468株）	108,644個 （33.15%） （10,864,468株）	-

（５）開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

（６）今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び古河電気工業株式会社が所有する当社株式の全て（18,781,200株、議決権所有割合：57.30%、以下「古河電気工業所有株式」といいます。）を除きます。）を取得できなかったことから、当社が2025年8月7日に公表した「株式会社AP78による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び古河電気工業所有株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合には、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等につきましては、公開買付者と当社との間で協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

以 上

（添付資料）

2025年9月9日付「古河電池株式会社（証券コード：6937）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025 年 9 月 9 日

各 位

会社名

株式会社 A P 78

代表者名

代 表 取 締 役 印 東 徹

古河電池株式会社（証券コード：6937）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 A P 78（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 8 月 7 日、古河電池株式会社（証券コード：6937、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 8 月 8 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 9 月 8 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社 A P 78

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号 虎ノ門タワーズオフィス 17 階

（2）対象者の名称

古河電池株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,996,364（株）	3,070,500（株）	— 株
合計	13,996,364（株）	3,070,500（株）	— 株

（注 1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,070,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,070,500 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である 13,996,364 株を記載しております。これは、対象者が 2025 年 8 月 7 日付で公表した「2026 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第 1 四半期決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（32,800,000 株）から、対象者第 1 四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（22,436 株）を控除した株式数（32,777,564 株、以下「本基準株式数」といいます。）から、対象者の親会社である古河電気工業株式会社（以下「古河電気工業」といいます。）が所有する対象者株式（18,781,200 株、以下「古河電気工業売却予定株式」といいます。）を控除した株式数（13,996,364 株）を記載しております。

（注 3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2025年8月8日（金曜日）から2025年9月8日（月曜日）まで（21営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、2025年9月22日（月曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,400円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,070,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（10,864,468株）が買付予定数の下限（3,070,500株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2025年9月9日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	10,864,468 株	10,864,468 株
新 株 予 約 権 証 券	— 株	— 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	— 株	— 株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	— 株	— 株
株 券 等 預 託 証 券 ()	— 株	— 株
合 計	10,864,468 株	10,864,468 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	187,812 個	(買付け等前における株券等所有割合 57.30%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	108,644 個	(買付け等後における株券等所有割合 33.15%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	187,812 個	(買付け等後における株券等所有割合 57.30%)
対象者の総株主の議決権の数	327,672 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2025 年 6 月 23 日に提出した第 90 期有価証券報告書に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（32,777,564 株）に係る議決権の数（327,775 個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号

- ② 決済の開始日
2025 年 9 月 16 日（火曜日）

③ 決済の方法

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、

決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等が復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座へお支払いいたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び古河電気工業売却予定株式を除きます。）を取得し、対象者の株主を公開買付者及び古河電気工業のみとすることを目的とした手続の実施を企図しているため、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、対象者に要請する予定です。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、本株式併合が実行された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続については、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社A P 78

（東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス17階）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、売付け等の申込みの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

公開買付者は「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

公開買付者は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。